

竹田まさる 市政報告

富山市議会自由民主党
平成30年4月発行
Vol.2

ご挨拶

皆さまにおかれましては、新年度を迎え、愈々ご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。私は、富山市議会議員として1年が経とうとしています。その間、皆さまには多大なご支援、ご指導を賜り、誠にありがとうございます。あらためて、心より感謝とお礼を申し上げます。

さて、平成29年9月定例会では、「教員の勤務時間管理と多忙化解消」について1問1答(45分)で質問しました。「教員の多忙化解消」の前に、教員の労務管理が不十分であることが大きな課題であり、「教員は疲弊し、教育実践に影響を与えかねない。犠牲になるのは子どもたちだ」とすれば、まさに大きな問題です。教員の多忙化解消に向けた働き方改革を実践しなければ、教員の情熱も徐々に失われ、次世代を担う子どもたちの教育が劣化していくのではないのでしょうか。勤務実態を把握し教員が生き生きと働けるよう、恒常化している長時間労働を改善しなければなりません。このような思いを込め、PC等を使った教員の勤務時間管理を早急に実施することを求めました。本市では平成30年度から全ての小中学校で実施する運びになっております。

また、同年12月定例会では、「富山市農業・農村振興」について1問1答(60分)で質問しました。農業を取り巻く環境は、平成30年産から実施するコメの直接支払交付金の廃止、農業競争プログラムに基づく農政の展開、富山米新品種「富富富」の本格生産等大きく変わろうとしています。一方、本市農業の状況は、農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加が一段と進行するとともに、農産物の価格低迷により農業所得が伸び悩んでおり、農村では、少子高齢化の進行により集落機能や地域活力が低下するなど厳しい状況下におかれています。地方創生と一体になった持続可能な農業が、問われて久しいものがありますが、農村出身議員として、当局と課題を共有するとともに、市独自の自立的政策を推進することを期待して質問いたしました。

ここに、「竹田まさる市政報告」をお届けいたします。今後も市政を取り巻く色々な課題に積極的に取り組んでまいります。是非皆さまの声をお届けください。ご支援をよろしく願います。



平成29年12月富山市議会定例会

■問い合わせ先

富山市議会 自由民主党
〒930-8510 富山市新桜町7番38号
TEL 076-443-2152 FAX 076-431-6100

竹田勝事務所
〒939-8132 富山市月岡町6丁目21
TEL/FAX 076-429-1471
E-mail : mtakeda@pm.ctt.ne.jp

テーマ：教員の勤務時間管理と多忙化解消

① 教員の勤務時間管理

Q1：現在、教員の勤務時間管理は実施されているか。また、出勤、退勤時刻を確認し記録しているか問う。

A1：教員の勤務実態を把握することが必要であり、平成29年6月から試験的に、小学校6校、中学校5校において出退勤及び休日出勤の状況調査を行っている。平成30年度には、全ての小中学校で実施する予定である。

解説 公立学校の管理職以外の教員には、労働基準法第37条の時間外労働における割増賃金の規定が適用除外となっており、時間外勤務の時間数に応じた給与措置である時間外勤務手当が支給されず、全員一律に給料に4パーセントの定率を乗じた額の教職調整額が支給されている。この現行制度（昭和46年制定の「公立学校教育職員の給与等に関する特別措置法」）の下では、実態として月々の給与を支給する上で、管理職が部下である教員の時間外勤務の状況やその時間数を把握する必要に迫られることが少ない。また、これが、教員には労働基準法第37条が適用除外となっているだけであるにもかかわらず、労働基準法による労働時間に係る規制が全て適用除外されており、管理職は教員の時間外勤務やその時間数を把握する必要はないという誤解が生じている一因にもなっている。

Q2：労働安全衛生法で義務付けられている長時間労働者への医師による面接指導が実施されているか問う。

A2：平成30年度からシステムを導入して、全教員の勤務時間の把握が可能となることから、長時間労働教員に対して、校長等が医師への面接を促すなど、教員の健康管理に一層配慮していきたい。

Q3：加えて、地方公共団体は地方公務員（教員含む）も生命及び健康などを危険から保護するよう配慮すべき義務（安全配慮義務）を負っているとされているが、心身の健康について市教委として対応されているか問う。

A3：安全衛生管理体制の整備により、教員の健康診断結果を踏まえ、健康指導あるいは空調／採光等の職場環境の点検や長時間勤務の実態把握を

行い、教員の心身健康保持及び事故防止に努めている。

② 教員の時間外勤務

Q4：現在、時間外労働時間（残業）の把握がされているか。把握されているのであれば実態を問う。

A4：労働時間外を含む退勤時間は把握していない。試験的に状況調査を行っており、6月から8月の3か月、教員一人当たりの1か月の平均時間外勤務につきまして、小学校51時間41分、中学校では65時間53分という結果である。持帰り業務についても、実態把握できるようなシステムの構築を進めていきたい。

Q5：公立学校の教員に時間外勤務を命じることができる業務（いわゆる超勤4項目）を問う。

A5：公立学校の教員に時間外勤務を命じることができる場合は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）」により、実習、学校行事、職員会議、非常災害などに必要な業務（いわゆる超勤4項目）に従事する場合であって臨時または緊急のやむを得ない必要があるときに限る。

Q6：それでは、実際の時間外勤務の業務内容について問う。

A6：超勤4項目に該当しない「授業準備」や「成績処理」など、通常の業務の処理が勤務時間内だけでは間に合わず、恒常的に時間外に及んでしまっている。また、「学校経営」、「会議・打合せ」、「事務・報告書作成」などの、学校運営上の必要性からなされる業務が少なくない。このような実態から、実質的には義務的で不可欠な業務でありながら、制度上は自発性に基づくものと見なされている。

Q7：このような恒常的な残業の実態については、教職調整額が支給されているため、外部からの様々な要望などに対して、教員を働かせることについてのコスト意識が働かず、教員の無定量の時間外勤務を招いていないか問う。

A7：これまで教員は長時間勤務への問題意識は薄かったと認識している。学校業務の現状を把握し、その状況を検証しながら改善策を検討していきたい。

Q 8 : 部活動の指導について教員以外の専門的な外部指導者の活用はすすんでいるか実態を問う。

A 8 : 運動部の指導について、スポーツエキスパートを中学校25校に83名、文化部の指導については、非常勤講師を16校に26名派遣している。

Q 9 : 学校給食費の公会計化を実施している自治体数、および本市において実施する計画はあるか問う。

A 9 : 学校給食を実施している都道府県、市区町村1,729団体のうち、給食費を公会計化としている自治体は685団体、39.6%である。給食費の公会計化については、教員の負担軽減に向けた改善策について検討する中で議論していきたい。

③ 教員の勤務環境（長時間労働）が及ぼす影響

Q10 : 富山県の教員任用試験において、倍率の低下傾向がみられ、従来は不合格であったような学生が合格するような質の低下、劣化があるか問う。

A10 : 受験者数は横ばい傾向、採用数が増加しているため、倍率が低下しており憂慮している。倍率の低下そのものが、そのまま質の低下につながるとは考えていないが、研修、OJTなどで指導力や資質の向上に努めている。

Q11 : 定年退職以外の中途退職の過去5年間の推移と主たる退職理由を問う。

A11 : 平成24年度は46名、平成25年度は34名、平成26年度は35名、平成27年度は42名、平成28年度は43名でほぼ横ばいである。退職理由は、家族の介護や結婚による県外への転出が主である。

Q12 : いわゆる鬱など「心の病」で休職している教員の過去5年間の割合とその推移を問う。

A12 : 精神疾患等で休職している教員の割合は、平成24年度は0.7%、平成25年度も0.7%、平成26年度は0.6%、平成27年度は1.1%、平成28年度は1.0%と推移している。

Q13 : 子どもたちの教育に一生を捧げるといった高い理想を持った若手教員が現実の勤務実態、授業以外の業務の多忙感等理想とのギャップに失望しているのではないか。また、教員に閉塞感があるのではないか問う。

A13 : 教員が元気で子どもと向き合う時間を確保することが子どもたちのためになり、根本的な解決策は、小・中学校の教員を増やすこと以外にない。若手教員が職務へのやりがいや充実感を持てるような職場づくりに取り組んでいきたい。



平成29年12月定例会一般質問 12月7日(木)

(答弁A1～A20 : 農林水産部長、A21 : 市長)

テーマ：本市農業・農村振興について

① 来年度からの米作りについて

Q1 : 来年度以降、国による生産数量目標の配分が行われなくなるが、どのようにコメの需給調整を進めていくのか。また、現行の農業再生協議会はどのような役割を担うことになるのか市の見解を問う。

A1 : 富山市農業再生協議会が富山県農業再生協議会の示す生産目標をこれまでどおり農協へ提示し、コメの需給調整に取り組んでいく。現行の農業再生協議会は、従来どおり、コメの生産目標の提示、転作作物に交付金を支払うための事務、水田の作付状況の管理などを行う。

Q2 : コメの直接支払い交付金の廃止に伴い農業所得が減少し農業経営に与える影響は少なくない

と考えるが、農業者の所得向上に向けた市の対応策について問う。

A2 : 市全体では4億8,000万円余が交付されなくなる。コメ生産を行う農業者においては、コメの需要拡大と需要に応じたコメ生産を行うことで米価を安定、向上させることが重要になる。さらに、地域の裁量で設計できる産地交付金を活用して、非主食用米、大麦、大豆などの戦略作物や園芸作物の生産を拡大する水田のフル活用に取り組むことで、農業者の所得向上が図られる。

② 担い手の育成・確保について

Q3 : 過去5年間の青年就農給付金の給付状況及び就農に際しての機械・施設の導入支援実績について問う。また、その他の新規就農の促進策の実績について問う。

A 3 : 青年就農給付金は、平成24年度給付者 8 名 1,050万円、平成25年度13名2,025万円、平成26年度13名1,875万円、平成27年度14名2,100万円、平成28年度 9 名1,350万円。機械、設備の導入支援は、平成25年度 2 名2,000万円、平成26年度も 2 名2,000万円を助成。その他の新規就農の支援は、平成24年度 3 名113万円余、平成25年度 2 名65万円余、平成26年度 1 名 9 万円余、平成28年度 1 名 37万円余である。

Q 4 : 平成27年度の水田農業における認定農業者、農業法人、集落営農組織のそれぞれの平均経営耕地面積について問う。また、現在の農業法人の平均雇用人数について問う。

A 4 : 個人の認定農業者で7.9ヘクタール、集落営農組織を除く認定農業法人で32.1ヘクタール、集落営農組織で25.9ヘクタール。認定農業法人の平均雇用人数は2.8名である。

Q 5 : 働き手を必要としている農家と農業に興味のある者や将来就農を希望する者とのマッチングを目的とした農業人材バンクの創設を提案するが、その所見を問う。

A 5 : マッチングについては、富山県農林水産公社や富山県農業会議で常時就農相談窓口を開設するとともに、就農相談会などを開催し、担い手の発掘や紹介を行っており、市単独の農業人材バンクの創設は考えていない。

Q 6 : 農業法人等での外国人実習生の受け入れ人数と、今後の受け入れを推進するための計画について問う。

A 6 : 7 社の農業法人で18名の外国人技能実習生を受け入れている。農業の後継者不足対策として、外国人技能実習生の受け入れを推進することは考えていない。

Q 7 : 直近の富山県中央農業高等学校の卒業生の就農の割合について問う。

A 7 : 平成28年度の卒業生76名中 4 名が就労し、割合は5.3%。

③ 農地の集積、集約化に向けた農地中間管理機構の取組みについて

Q 8 : 「人・農地プラン」が作成されている地区数について問う。

A 8 : 農協の旧支店地域を基本として、地域の実情に応じ市内の38地区に設定し、そのうち37地区でプランが作成されている。

Q 9 : 平成27年度、28年度における農地中間管理機構を介した農地集積面積及び農地中間管理機構を

介さないものを含めた農地集積面積について問う。

A 9 : 農地中間管理機構を介した農地集積面積は、平成27年度が157ヘクタール、平成28年度は34ヘクタール。農地中間管理機構を介さないものを含んだ農地集積面積は、平成27年度が577ヘクタール、平成28年度が511ヘクタールである。

Q10 : 「農地利用最適化推進委員」を導入する狙いについて問う。

A10 : 農業委員とともに農地利用最適化推進委員が農地中間管理機構との連携に努めながら、農地の出し手、受け手の掘起こしを行うことにより、農地中間管理機構を通じた担い手への農地利用の集積・集約化を一層推進する。

Q11 : 今後の未整備農地の整備計画と区画の拡大計画について問う。

A11 : 整備が必要と思われる30アール未満の区画の農地面積は約1,900ヘクタールあり、そのうち未整備農地では、現在、塩地区の約24ヘクタールで大区画の整備が進められている。また、30アール未満の区画で整備された農地では、平塚地区など5地区、約166ヘクタールで1ヘクタールを基準とした大区画整備が進められている。平成30年度に水橋地内の2地区、約110ヘクタールで大区画による整備が新規採択予定である。

Q12 : 本市の J A 出資型法人による農地・農作業の受託面積と今後の事業拡大の意向について問う。

A12 : 4 つの農協出資型法人と 1 農協による受託作業が行われている。平成27年度は392ヘクタール、平成28年度は421ヘクタール、今年度は448ヘクタールで、田植えなど一部作業を請け負う部分作業受託は今年度118ヘクタール。今後、農協出資型法人は、地区の担い手の農地集積に配慮しつつ、可能な限り受託面積を拡大する方向。



④ 農業者所得の向上、農業経営基盤の充実・強化について

Q13：現在の本市コメ農家の経営実態についての所見を問う。

A13：個人農家で4,667戸、集落営農や法人で153戸の合計4,820戸あり、それぞれの水稻栽培面積の平均は1.2ヘクタール、17.1ヘクタール。現在、平的なコメの生産費とコメの販売額は釣り合う状態になってきたが、生産費は作付規模により異なり、1～2ヘクタールでは1万3,940円、5ヘクタール以上では9,732円と、経営規模が大きくなると収益が見込める状態。このことから、さらなる農地の集積・集約化などによる作業効率の向上や生産資材費などの低減を図り、収益力を向上させる必要がある。

Q14：農作物の有機栽培や特別栽培されている面積について問う。

A14：平成28年度に化学肥料、化学合成農薬を使用しない有機栽培の耕地面積は103ヘクタールで、内訳は、水稻83.8ヘクタール、大豆14.4ヘクタール、野菜類3.5ヘクタール。また、化学肥料、化学合成農薬の使用を県の定めた基準から5割以上低減する特別栽培の耕地面積は63ヘクタール、内訳は、水稻29.6ヘクタール、ソバ29.9ヘクタール、大豆3.2ヘクタールである。

Q15：平成30年から本格生産が始まる富山米新品種「富富富」の栽培について本市の方針を問う。

A15：県及び農協の推進活動に協力し、生産者が経営判断により栽培面積の拡大などを図るために機械導入などを要望した場合には対応を検討する。

Q16：市内4農協がコメの輸出に取り組むことになっているが、市内の農業法人の輸出の取組状況について問う。

A16：2社の農業法人が取り組む。

Q17：本市農業者のグローバルGAP、JGAP/ASIGAP、とやまGAPのそれぞれの認証取得状況について問う。

A17：グローバルGAPを取得しているのは1経営体、JGAPは2経営体、ASIGAPの取得

はない。

Q18：収入保険制度の利点等についての所見と制度の周知状況について問う。

A18：収入保険制度は、これまでの制度では対象外であった野菜なども対象となることや、価格低下などによる収入減少に対しても補填する制度で、農業経営全体をカバーすることが利点。周知については、富山県農業共済組合がホームページや広報誌での概要紹介やリーフレットの配布、農業者を対象とした説明会の開催などに取り組んでいる。

Q19：本市において、青色申告をしている農業経営体数について問う。

A19：平成29年に青色申告をしている農業経営体は、個人では、農業所得を申告した者5,848人のうち1,569人。また、法人では94経営体全てが青色申告をしている。

⑤ 農地・農村環境の保全、農村コミュニティの活性化について

Q20：受益者が不在となって放置された用水路、農道等の維持管理について、今後の対応について問う。

A20：用排水路には地域の雨水排水機能があり、また農道には生活道路の機能があることから、土地改良区で管理されてきたものは土地改良区で管理していただき、集落で管理されてきたものは、集落で引き続き維持管理を行っていただきたい。

Q21：本市農業・農村振興について所見を問う。

A21：大規模営農に集約化していく道以外にないと思っている。また、本市農業はコメに特化しているため、どのように付加価値の高いコメを作り、産業として成立するような農業にしていくのかが大事な視点である。一方、種もみなどのようにコメとして出荷する以外の方向性も模索していく必要がある。農業経営安定のための補償については、営農の仕方により農業共済制度か収入保険制度のどちらを選択するかは、よく考えてほしい。

インターネットで公開に加えてケーブルテレビ中継を開始

平成30年3月定例会から本会議のケーブルテレビ中継を開始しました。次回は6月定例会の予定です。なお、従来から富山市議会ホームページで、定例会のインターネット中継を実施しております。生中継と、録画中継があり、録画中継は質問の4日後以降にアップされます。

自民党会派研修・視察

平成29年10月1日(水)～2日(木)

- ・山形県小国町の樽口観光わらび園(中山間地農地の活用状況)
- ・天童市の鳥獣による農作物の被害防止対策(電気柵設置等)

樽口観光わらび園組合

設立後42年経過、5月中旬～6月下旬の開園で1,000人～2,000人/年の入園者を確保しているが、収益は限定的。観光園方式または農家自家栽培とするか選択する必要がある。水はけ、里山(寒暖差)等の立地を確保し、最初に、1㎡に1個の根茎植付け後、3年間収穫を待たねばならない。わらび山を条件として、耕作放棄田の活用に生かせるが、開園時の管理体制、施肥・雑草駆除等維持管理で相応の手間を要するので本市では立地が限られる。



天童市における鳥獣による被害防止対策

カラス他鳥獣類の被害は、平成28年は39百万円で、近年イノシシの被害が増加中である。捕獲報償金は、期間限定でクマ10,000円/頭、サル・イノシシ8,000円。対策として、鳥獣被害対策実施隊(猟友会に委嘱)の組織化、有害鳥獣農作物被害対策事業(協力団体の支援1/3補助)、鳥獣被害防止総合対策事業(市単独事業、サル・イノシシ等の侵入防止の電機柵、電機ネット等の設置補助、補助率9/10)を実施している。本市でも生息域が広がらないよう、電機柵の設置拡大が求められる。農家一人ひとりの取り組みではなく地域ぐるみの対策が重要になる。野生鳥獣のエサとなるものの排除と、野生鳥獣との住み分け(草刈り等を徹底して、住宅地と森林の境目を明確にする)が大事である。

総務文教委員会視察概要

平成29年11月10日(金) 山室中部小学校

学校給食民間委託の実施状況について

山室中部小学校では、平成29年度から学校給食調理等における民間委託を行っている。直営から民間委託したことによる課題、状況の変化、給食の品質など取り組み状況を視察し、また、給食の試食を行った。

- ・給食調理の作業工程ごとにエプロンを着け替える。
- ・いつ、どこで、誰が、何をどうしたかの調理記録をつける。
- ・加熱、冷却、終了の時刻と温度を記録することにより安全管理及び衛生管理が徹底され、真空冷却機の導入により作業効率が高まっている。また、食物アレルギーのある児童に対して、別の調理を行い特定のプレートに配膳するなど十分配慮されていた。さらに、毎月「給食だより」を発行するなど食育に関しても行き届いており、味付け、見た目、量とも適切で美味しかった。学校給食民間委託に移行しても、何ら問題なく、安全・安心な給食を提供できていることを確認した。



竹田議員の所属委員会

- ・厚生委員会(本年度より総務文教委員会から変わりました)
- ・議会改革検討調査会
- ・富山地区広域圏事務組合議会